（2026年10月1日現在）

通知預金規定

１．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」第１条各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、同共通規定の第１条の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

２．（預金の支払時期等）

(1) この預金は、預入日から７日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。

(2) 第５条第２項に該当する場合を除き、この預金の解約にあたっては、解約する日の２日前までに通知を必要とします。

３．（証券類の受入れ）

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする小切手は受入れません。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換えに当店で返却します。

４．（利息）

(1) この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について当金庫所定の方法により表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

(2) この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金の付利単位は100円とします。

５．（預金の解約）

(1) この預金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店へ提出してください。

(2) この預金の預金者が、「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」第１条各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合は、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

(3) 第１項の解約手続に加え、当該預金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。

(4) 解約は預金一口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

(5) 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(6) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

６．（規定の変更等）

(1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページ、およびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金（無利息型普通預金を含む）、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

以　上

しののめ信用金庫